

教育委員会後援事業等に関する報告

R4.11.11からR4.12.9受付分まで  
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和5年3月24日(金)～令和5年4月5日(水) 令和5年3月27日(月)～令和5年3月31日(金)	国内英語研修事業、チャレンジホームステイ	日本国際交流振興会	アメリカ・オーストラリア・カナダ他	後援	学校教育課
2	令和5年3月12日(日) 北九州地区 令和5年3月18日(土) 久留米地区 令和5年3月21日(火) 福岡地区	福岡労済60周年記念事業・映画観賞会	こくみん共済coop福岡推進本部 福岡県労働者共済生活協同組合	3/12 北九州国際会議場 3/18 久留米シティプラザ 3/21 電気ビル	後援	学校教育課
3	令和4年12月11日(日)・17日(土)・18日(日) 24日(土) 10:00～17:00	親子でつくろう！クリスマスリース(しめ縄)つくり♪(仮)	特定非営利活動法人 くるぶら	御井コミュニティーセンター・南薫コミュニティーセンター	後援	学校教育課
4	令和4年12月26日(月) 13:00～15:00	久留米総合スポーツセンター「アビスパサッカー教室」	ふくおかスポーツライフ創造パートナーズ	久留米総合スポーツセンター 陸上競技場	後援	体育スポーツ課
5	令和4年12月16日(金)～18日(日)	第8回DAIHATSU日本障がい者バドミントン選手権大会	一般社団法人日本パラバドミントン連盟	久留米アリーナ	共催	体育スポーツ課
6	令和5年2月4日(土)～5日(日)	第27回三潁カップU12・第18回三潁カップU10	FCグランディール三潁	県営筑後広域公園	後援	体育スポーツ課
7	令和5年1月8日(日)	ジュニアテニス教室体験会	シンコースポーツ九州株式会社	久留米市農村運動広場テニスコート・久留米市城島テニスコート	後援	体育スポーツ課
8	令和5年2月5日(日)13:30～16:30	久留米市民ギター室内合奏団 夢弦第7回定期演奏会	久留米市民ギター室内合奏団 夢弦	えーるピア久留米 視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
9	令和5年2月5日(日)16:30～17:30	第56回ひびきの会演奏会 Valentine Concert	ひびきの会	久留米石橋文化会館小ホール	後援	生涯学習推進課
10	令和5年3月12日(日)13:00～18:30	久留米エンタメフェス2023	フェイズグッド	石橋文化ホール	後援★	生涯学習推進課
11	令和4年12月16日(金)17:00～20:45	～境界線を越えて～	久留米連合文化会	久留米シティプラザ 久留米座	後援	生涯学習推進課
12	令和5年3月5日(日)13:00～16:30	行動援護フォーラム	行動援護フォーラム実行委員会	ホテルニュープラザ久留米・Zoom	後援★	生涯学習推進課
13	令和5年1月21日(日)・2月18日(日)・3月11日(日)・4～7月(日程未定) 10:00～12:00(月1回)	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	久留米市文化センター共同ホール・えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
14	令和5年6月14日(水)・15日(木)・17日(土)・18日(日) 各日9:30～13:00	子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座	一般財団法人日本リーダー育成推進協会	オンライン(Zoom)	後援★	生涯学習推進課
15	令和5年1月8日(日)13:30開演	第51回市民プラスコンサート 2023ニューイヤー・バンド・フェスティバル	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	共催	生涯学習推進課

令和4年第5回（12月）久留米市議会一般質問回答要旨  
質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
＜個人＞	
吉富 巧 議員	3 特別支援学級について (1) 担任教員のスキルアップについて
吉武 憲治 議員	2 学校における「いじめ防止対策推進法」に基づいた市教育委員会の取組について (1) 過去10年にわたるいじめの形態の変遷について (2) いじめ発見時における教員間の連携について (3) いじめを見逃さないための取組について
井上 寛 議員	2 発達性読み書き障害について (1) 学校での対応について (2) 児童生徒や保護者への周知について
轟 照隆 議員	2 中学校部活動地域移行について (1) スポーツ庁有識者会議の提言に対する受け止めは (2) 部活動の地域移行に関する課題について (3) 地域移行の受皿について (4) 本市における部活動地域移行の今後の計画について
秋永 峰子 議員	1 コロナ禍における久留米市奨学金について (1) 採用枠の拡大について (2) 奨学金の周知について 2 久留米市立小・中学校の学年始休業日について (1) 管理規則の改正について 3 人権教育・啓発活動について (1) 人権・同和教育課の再編について 4 男女共同参画教育副読本の改訂について
永田 一伸 議員	2 小・中学校の連携について
金子 むつみ 議員	3 校則の見直しについて (1) 進捗状況について
小林 ときこ 議員	3 市立小学校の小規模化について (1) 市の対応方針について

(教育部関係)

令和4年第5回（12月）久留米市議会一般質問回答要旨  
質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
吉富 巧 議員	2 ジュニアアスリート支援について (1) 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として始めた支援について
大熊 博文 議員	4 プロスポーツチーム誕生について
堺 太一郎 議員	1 久留米市文化財保存活用地域計画について

(市民文化部関係)

## 個人

【質問議員】 吉富 巧 議員

【質問要旨】 3 特別支援学級について  
(1) 担任教員のスキルアップについて

【質問主旨】 本市と全国の小中学校における特別支援学級の学級数、児童生徒数の推移を問う。また、増加の要因はどのように分析されているのか。

【回答要旨】 1 特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移  
久留米市の小中学校においては、平成 23 年度に 112 学級 358 人であったものが、令和 3 年度は 248 学級 1,283 人となり、この 10 年間で学級数が 2.2 倍、児童生徒数は 3.9 倍に達しています。  
全国でも、同じ期間中に学級数が 1.6 倍、児童生徒数は 2.1 倍に増加しております。

2 増加の要因  
その要因としましては、第一に、障害のある児童生徒を対象にした特別支援教育の社会的な認知が浸透し、幅広い理解が進んだこと。  
第二に、特別支援学級に在籍する児童生徒に、個別の教育支援計画の作成が義務付けられるなど、障害のある児童生徒に対して、きめ細かな指導を行うことが制度上担保され、保護者がその充実した教育環境を希望するようになったことが考えられるところです。

## 2回目

【質問要旨】 3 特別支援学級について  
(1) 担任教員のスキルアップについて

【質問趣旨】 増加が続く特別支援学級の課題として、どのようなものがあると考えているのか。

【回答要旨】 特別支援学級の増加による課題といたしましては、第一に、様々な障害特性を有する児童生徒が在籍する特別支援学級の担任に見合った専門的な知識経験を有する教員の人材育成でございます。  
第二に、学級数の増加により、必要になる教室が不足し、スペースの確保が厳しい状況にあることでございます。  
また、その結果として、教員不足の現状に、より拍車がかかっている状況にあります。

## 3回目

【質問要旨】 3 特別支援学級について  
(1) 担任教員のスキルアップについて

【質問趣旨】 特別支援学級に関わる教員のスキルアップや人材育成の課題について、どのように取り組んでいくのか。

- 【回答要旨】 市教育委員会としましては、教員の世代交代が進み、教員不足の状況にある中、特別支援学級に関わる教員の人材育成は急務であると考えております。
- そのため、特別支援学級を担当する教員に対しては、障害のある児童生徒への理解を深める基礎的・基本的な研修とともに、授業づくりなどの課題を改善・克服するための研修を行っております。加えて、希望する教員に対しては、現場のニーズを踏まえた学習指導のスキルアップにつながる研修を実施いたしております。
- 【質問議員】 吉武 憲治 議員
- 【質問要旨】 2 学校における「いじめ防止対策推進法」に基づいた市教育委員会の取組について  
(1) 過去10年にわたるいじめの形態の変遷について
- 【質問主旨】 過去10年間のいじめの内容の変遷を問う。また、SNSにおけるいじめの具体例を問う。
- 【回答要旨】 1 過去10年間のいじめの内容の変遷  
市立小中学校におけるいじめの内容について、平成24年度から令和3年度までの10年間では、小中学校ともに毎年最も多いのが「冷やかし、からかいなど」で、いじめの5割から6割を占めています。かつて多かった「仲間はずれ、集団による無視」「金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたりする」は、小中学校ともに減少しています。その一方で「パソコンや携帯電話等を使用して、誹謗中傷をする」などのいじめが増えています。
- 2 SNSにおけるいじめの具体例について  
SNSにおけるいじめの具体例としましては、「相手に対して不適切な言葉を書き込む」など直接的なものや「仲良しのLINEグループから外す」「仲よし同士のやり取りを無断で他の生徒に送る」「他人になりすまして不適切な書き込みをする」など間接的に行われるものがあります。
- 【質問要旨】 2 学校における「いじめ防止対策推進法」に基づいた市教育委員会の取組について  
(2) いじめ発見時における教員間の連携について
- 【質問趣旨】 いじめ発見時における教員間の連携について、担任ひとりで抱え込まないよう、どのような対応をしているのかを問う。
- 【回答要旨】 いじめに気づいた場合の対応  
いじめの対応は担任等が一人で抱え込むことが無いよう、学校全体で組織的に対応することが重要であると認識しています。
- 各学校では、いじめが確認された場合は、校内いじめ対策委員会において、管理職を含む関係職員で情報を共有するとともに、支援策の検討を行っております。また、支援の際は、担任をはじめ、当該児童生徒と関わりの深い教職員でチームを作りまして、連携しながら児童生徒に寄り添った支援を行っております。

ます。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門的な支援も活用しながら組織的な対応に取り組んでいるところでございます。

- 【質問要旨】 2 学校における「いじめ防止対策推進法」に基づいた市教育委員会の取組について  
(3) いじめを見逃さないための取組について

【質問趣旨】 いじめを見逃さないための取組をどのように行っているのかを問う。

- 【回答要旨】 1 学校の取組  
学校では、定期的なアンケートや生活ノートの記載内容、休み時間の観察などを通して、いじめの早期発見に努めています。また、児童生徒がいじめに関する SOS を様々な方法で出せるよう、相談ポストの設置や相談窓口を周知するとともに、SOS の出し方教育を行っています。

## 2 市教育委員会の取組

市教育委員会では、毎月全ての学校から、いじめの状況に関する報告を受けており、「重大事態につながるようないじめがないか」「学校が適切に対応しているかどうか」などを確認し、必要に応じて助言指導を行っております。

また、校長や生徒指導担当職員に対し、いじめに特化した専門研修を行い、さらに当該研修を受けた教員は、それぞれの学校で校内研修を行うようにしています。今後とも学校と市教育委員会が密接に連携し、いじめの早期発見・早期解消に努めてまいります。

## 一問一答方式

【質問議員】 井上 寛 議員

- 【質問要旨】 2 発達性読み書き障害について  
(1) 学校での対応について

【質問 1】 小中学校に「発達性読み書き障害」の児童生徒がどのくらいいるのかを問う。

【回答 1】 市教育委員会として専門的な調査は行っておりませんが、文部科学省が平成 24 年に行った教員の受け止め方を基本にした調査では、「知的発達に遅れはないものの『読む』又は『書く』に著しい困難を示す児童生徒」が通常の学級に 2.4% 程度在籍すると推定されています。

また、久留米市が、小学生を対象に実施している子ども発達相談教室において、読み書きに関する内容を含む相談が、昨年度は 40 件中 26 件、本年度は 38 件中 20 件ございました。

このようなことから、久留米市におきましても、発達性読み書き障害の児童生徒は一定数いるものと考えております。

【質問 2】 発達性読み書き障害の疑いがある児童生徒に適切に支援を行うためには、早期発見が必要と考えるが見解を問う。

【回答 2】 市教育委員会としましては、発達性読み書き障害の疑いがある児童生徒の困難さを軽減し、できることを伸ばすためにもできる限り早期に発見し、支援に繋げることが重要であると考えております。

また、児童生徒の読み書きの困難は、学習が本格的に始まる小学校就学後に顕在化することが多いため、学校において、担任教師の気づきなどをもとに、保護者とも連携した上で早期発見に努めているところでございます。

【質問 3】 学校現場が把握した発達性読み書き障害の児童生徒に対して、どのように対応しているか。

【回答 3】 各学校では、学習が円滑に進むよう、担任や特別支援教育支援員等が、読む部分だけが見えるように周りを隠すシートの準備やルビを振る支援などを行っています。

また、市教育委員会では、より専門的な支援の場として通級指導教室を設置しています。

この通級指導教室においては、各学校での支援が有効に働くよう、困難さについて細かな実態把握を行い、より専門的な指導を行っています。具体的には、文字を意味や音声と関係づける活動や、目で見て書くトレーニング等、読み書きの土台となる指導を行っています。

【質問 4】 読み書きの困難を軽減するためにはタブレットやデジタル教科書の活用を後押しすることが大切だと考えるがどう考えるか。

【回答 4】 読み書きの困難さを軽減するためにも、ICTの活用は有効であると認識しております。

市教育委員会では、読み上げ機能等があるマルチメディアデイジー教科書を、児童生徒のクロムブックで使用できるようにしています。また、黒板の文字を写真に撮って記録することや、音声や手書きによる文字入力を行うことなども可能になりました。今後も、ICT機器を利用した効果的な支援に努めていきたいと考えております。

【質問要旨】 2 発達性読み書き障害について  
(2) 児童生徒や保護者への周知について

【質問 1】 発達性読み書き障害は外見でわかりにくいため周りの理解も不可欠と考えるが、どのように考えるか。

【回答 1】 発達性読み書き障害を始め、各学校には発達上の特性から生じる様々な困難を抱えている児童生徒が在籍しています。そのような児童生徒が本人に合った方法を用いて学ぶことができる環境をつくるためにも、周囲の理解が非常に重要であると考えております。

【質問 2】 広報物の配布や学習会、講演会の開催により児童生徒や保護者の理解を促すことが大切と考えるがどう考えるか。

【回答 2】 広報物の配布や学習会等の開催は、障害への理解を広げるうえで有効な方法であると考えております。

市教育委員会では、保護者の理解促進や教員の気づきの感度を高めるため、市民活動団体と連携し、来年2月に「発達性読み書き障害に関する講演」を予定しています。

今後も、このような講演の開催や広報物の配布など、様々な機会をとらえ、発達性読み書き障害を含む児童生徒が抱える障害への理解を広げてまいりたいと思います。

#### 一問一答方式

【質問議員】 轟 照隆 議員

【質問要旨】 2 中学校部活動地域移行について  
(1) スポーツ庁有識者会議の提言に対する受け止めは

【質問 1】 スポーツ庁有識者会議の提言に対して、教育委員会としては、どのように受け止めているのか。

【回答 1】 市教育委員会としましては、提言のとおり、教師の働き方改革や、子どもたちが継続的・安定的にスポーツを楽しむ機会を確保するため、部活動の地域移行を進めるべきと考えておりますが、一方で、多くの課題があると認識しております。

そのため、提言の趣旨、生徒や保護者の意向、地域の実態や課題を把握・整理しながら、本市にとって最適な方法を慎重に検討した上で、丁寧に地域移行を進めてまいりたいと考えております。

【質問要旨】 2 中学校部活動地域移行について  
(2) 部活動の地域移行に関する課題について

【質問 1】 部活動と地域の関わりについて、これまでの取組をお尋ねする。

【回答 1】 部活動に関しては、日常的に地域の方々に、ご理解とご協力をいただいております。指導に関しましては、指導経験のない教師の負担軽減や、より専門的な指導のために、外部指導者として、約 100 名の地域の方々にボランティアとして協力していただいております。

また、9名の部活動指導員の方々に、顧問の教師と協力して、実技指導や大会等の引率などの活動をしていただいているところです。

【質問要旨】 2 中学校部活動地域移行について  
(3) 地域移行の受皿について

【質問 1】 地域移行を進めるにあたっては、市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等、地域での受け皿が必要となるが、久留米市における受け皿はどのように考えるかお尋ねする。

【回答 1】 ガイドラインの案では、運動部では、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会など、また、文化部では、文化芸術団体に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会などが挙げられています。久留米市においても、そのような団体が想定されますが、市教育委員会といたしましては、受け皿の確保と同時に、生徒のスポーツや文化活動が安定的、そして継続的に行われる

ことが重要であると考えております。

今後も地域移行の受け皿については、関係部局が連携し、関係団体や地域の実情や意向を調査・把握しながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

- 【質問要旨】 2 中学校部活動地域移行について  
(4) 本市における部活動地域移行の今後の計画について

【質問 1】 久留米市では、どのような計画で地域移行を進めていくのかお尋ねする。

【回答 1】 現在、福岡県主催の「部活動改革セミナー」などに参加し、地域移行に関する国や県の方針や近隣自治体の状況、または、先行事例の情報の収集に努めますとともに、関係部局と課題の洗い出しや今後の方向性について協議を始めたところです。

久留米市は、学校数も多く、地域の状況等にも差がございます。今後は、国のガイドラインや県の動向と、本市の実情とを照らし合わせながら、生徒が希望する部活動に参加できるように、また、職員の働き方改革につながるように、学校、地域、保護者、関係団体等も含めて、まずはしっかり情報を共有化し、議論を重ねてまいりたいと思います。

【質問議員】 秋永 峰子 議員

【質問要旨】 1 コロナ禍における久留米市奨学金について  
(1) 採用枠の拡大について

【質問趣旨】 ①令和元年度から令和3年度までの申請者数と採用者数についてお尋ねする。  
②採用枠から外れた生徒に対するの対応についてお尋ねする。  
また、採用枠から外れた生徒への追跡調査の有無と、行っている場合の調査後の対応についてお尋ねする。  
③本奨学金が果たしている役割について、どう認識しているのかお尋ねする。

【回答要旨】 1 久留米市奨学金の申請者数、採用者数について  
久留米市奨学金は、生計維持者が市内に居住し、経済的理由で就学が困難な学業意欲のある生徒を対象として、進路を決定する中学3年時に予約募集を行っております。申請者数は、令和元年度は130名、令和2年度は133名、令和3年度は136名であり、毎年1学年あたり定員70名を採用しております。

2 採用枠から外れた生徒への対応について  
採用枠から外れた申請者については、久留米市奨学金の補欠名簿に登録しており、資格喪失者がいる場合には、補欠名簿から繰り上げて、奨学金の支給を行っております。そのため、年4回、在籍校を通じて、申請者の在籍状況や他の奨学金の受給状況の確認を行っております。

3 久留米市奨学金が果たしている役割について  
令和3年度決算では、3学年210名に対して、19,578千円を給付し

ており、経済的に就学が困難な生徒の進路保障に、貢献してきたものと認識しております。

## 2回目

### 【質問要旨】

- 1 コロナ禍における久留米市奨学金について  
(1) 採用枠の拡大について

### 【質問趣旨】

- ①申請者は、実際にはもっと多いと聞いている。それらを把握すべきではないかと思うが、見解をお尋ねする。
- ②企業や市民からの協力を得るような取組をしてでも採用枠を増やすべきではないか。見解をお尋ねする。

### 【回答要旨】

採用枠の拡大について

久留米市奨学金と同様の給付型奨学金制度は、中核市全56市のうち21市で実施しており、その中でも久留米市奨学金は、充実した制度となっております。

また、近年、高校教育に対する国・県の支援策も拡充されておりまして、県の「高校生等奨学給付金制度」では、給付額が徐々に引き上げられていることや、令和2年度からは家計急変世帯への支援も開始されております。

また、民間団体等による給付型奨学金も多く創設される等、以前に比べ、利用できる奨学金の種類も増えてきているところです。

このようなことから、現時点では、久留米市奨学金の採用枠の拡大は実施せず、国・県や民間団体等の奨学金もあわせて紹介することで、より多くの就学困難な生徒に対する進路保障に繋がるものと考えております。

しかしながら、申請状況についての把握が不十分であるというご指摘をいただきました。今後、学校と情報共有しながら、現場の実態をまずはしっかりと把握してまいりたいと考えております。

## 3回目

### 【質問要旨】

- 1 コロナ禍における久留米市奨学金について  
(1) 採用枠の拡大について

### 【質問趣旨】

コロナ禍で経済的に困窮している世帯が増えているので、やはり奨学金の採用枠を増やすべきではないのか。見解をお尋ねする。

### 【回答要旨】

久留米市奨学金につきましては、様々な奨学金制度の情報収集や周知を行いながら、学校における申請の状況をしっかり把握し、市議会のご意見もいただきながら、慎重に検討してまいりたいと思います。

### 【質問要旨】

- 1 コロナ禍における久留米市奨学金について  
(2) 奨学金の周知について

### 【質問趣旨】

- ①奨学金の周知はどのように行っているか。
- ②子ども未来部とは周知に関しどのような連携を行っているかお尋ねする。

**【回答要旨】**

1 奨学金の周知について

久留米市奨学金の募集については、11月上旬に市内中学校及び周辺の私立中学校等へ案内を送付するとともに、市の公式ホームページや広報くろめに掲載しております。

また、市立中学校においては、3年生の年度当初と進路を決定する時期の年2回、保護者と生徒を対象に進路説明会を実施しており、その中でも奨学金制度の紹介を行っております。

2 子ども未来部との連携について

久留米市奨学金や国・県の制度に加え、民間団体等が実施している奨学金制度についても、子ども未来部が作成している「子ども支援ガイドブック」に情報を集約し、市の公式ホームページへ掲載するとともに、市内の小中学校にも配布し、活用を図る等、相互に連携しながら、様々な機会を捉えて広く周知しているところです。

**2回目**

**【質問要旨】**

1 コロナ禍における久留米市奨学金について

(2) 奨学金の周知について

**【質問趣旨】**

「子ども支援ガイドブック」に掲載しているような様々な奨学金制度の情報がもっと子ども自身に届くような周知の取組が必要と考えるが、見解をお尋ねする。

**【回答要旨】**

各種奨学金制度の情報は、生徒や保護者にとって進路を決定する上で重要な情報の一つであると認識しております。

そのようなことから、引き続き、学校や子ども未来部と連携して、機会を捉えた周知を行うとともに、今後は、例えば、久留米市奨学金の周知チラシに子ども支援ガイドブックのQRコードを掲載する等、生徒や保護者が容易に様々な奨学金制度の情報を入手できるような取組をさらに工夫してまいります。

**【質問要旨】**

2 久留米市小・中学校の学年始休業日について

(1) 管理規則の改正について

**【質問趣旨】**

学校における年度初めの準備を円滑に行うために、学年始休業日を延ばすことについての見解を伺いたい。

**【回答要旨】**

久留米市では、学年始めの休業日については、久留米市立小中学校等管理規則で定めており、原則として休業期間は4月1日から4月4日となり、始業式が4月5日となります。ただし、休業期間に日曜日及び土曜日が含まれる場合は、始業式が4月6日となります。過去には、平日2日で始業式を迎えたことがありましたが、少なくとも、年度初めの準備等については平日3日の確保が必要であるということで、平成28年4月に管理規則の見直しを行っております。市教育委員会としましては、年度初めの準備を円滑に行うことは、教員の負担軽減の観点からも重要であると考えておりますので、授業時間の確保への影響や、県内の他自治体の状況等も確認しながら、対応について検討してまいります。

- 【質問要旨】 3 人権教育・啓発活動について  
(1) 人権・同和教育課の再編について
- 【質問趣旨】 社会教育としての人権・同和教育が見えなくなっている。中学校区人権のまちづくりについて、現在、どのような取組を行っているか。
- 【回答要旨】 中学校区人権のまちづくりは、地域の実態や課題に応じた人権教育・啓発活動を推進することによって、自他の人権を守り、差別をなくす意志と実践力を身に付け、豊かな人権感覚をもった市民・児童生徒の育成を図ることを目的としています。
- 学校、家庭、地域等が連携・協働し、中学校区で行われる人権講演会やフィールドワーク、人権啓発活動、そして人権のつどい・フェスタ等を実施しており、学校教育課人権・同和教育チームが中心となり、関係部局とともに、これらの取組を支援しております。
- ここ数年は、新型コロナウイルス感染症により、さまざまな制限がある中ではありますが、感染状況を考慮しながら各校区で工夫した取組がなされております。
- 今後も、関係部局が連携し、中学校区人権のまちづくりを支援することで、豊かな人権感覚をもった市民・児童生徒の育成に努めてまいります。

## 2回目

- 【質問要旨】 3 人権教育・啓発活動について  
(1) 人権・同和教育課の再編について
- 【質問趣旨】 連携して取り組んでいるのは分かったが、人権・同和教育が見えにくい。再編をすべきだと考えるが、見解を伺う。
- 【回答要旨】 令和2年度に実施した人権・同和教育課と学校教育課の統合は、教科指導、生徒指導、人権教育に関する指導に関して、指導主事等が情報を密に共有し、学校に対して一体的にアプローチする体制を整えるという目的で行ったものです。なお、事務事業に変更はないため、職員体制も変更しておりません。
- これまで、人権・同和教育実践指定発表会や校内研修会の指導・助言の強化、課内での情報共有、事務体制の強化等について、一定の効果があったものと考えております。
- 一方で、課名がなくなったことで、人権・同和教育事業の施策としての位置づけが見えにくくなったというご意見があることも承知しております。
- いずれにしましても、人権・同和教育に関する組織のあり方については、他の教育課題への対応等も含め、総合的に判断していきたいと考えております。
- 【質問要旨】 4 男女共同参画教育副読本の改訂について
- 【質問趣旨】 改訂の必要性についてどのような認識をもっているか、男女平等政策課とどのように連携を行っているかを伺いたい。
- 【回答要旨】 副読本の改定の必要性の認識  
副読本は、自分らしさの大切さや自立して生きることについて理解を深める

ために有効な教材であり、副読本を独自に作成する意義は、久留米の子どもたちの現状に即した教材を作成できること、また、作成に携わる教員自身の学びになることであると認識しています。

ただし、小中学校版ともに平成18年度の改訂であるため、性の多様性やデートDVなど、現代の状況が反映できていない点や、職業観の育成につながるキャリア教育の内容が薄い点等があるなど、記載内容の一部に課題があると捉えています。

しかしながら、副読本の改訂に当たっては、協議にかかる教員の負担や一定の時間が必要となることから、国・県や様々な関係機関が出している教材などで補完しながら、男女共同参画教育の充実に取り組んでいきたいと考えています。

## 2回目

【質問要旨】 4 男女共同参画教育副読本の改訂について

【質問趣旨】 改訂に向けて、今後どのように進めていくかを問う。

【回答要旨】 副読本の策定時と比較しますと、国・県や様々な関係機関等が出している教材も充実してきていることから、教職員の負担等に考慮しながら、また、男女平等政策課とも連携しながら、副読本の改訂に関する範囲や手法、体制などについても引き続き検討してまいりたいと思います。

今後も、副読本を含め様々な教材を有効に活用し、男女共同参画教育のよりよい充実に努めてまいりたいと考えております。

【質問議員】 永田 一伸 議員

【質問要旨】 2 小・中学校の連携について

【質問趣旨】 久留米市における小学校と中学校の連携は、どのように行われているのかを問う。

【回答要旨】 中学校へ進学すると、新たなスタイルでの授業や部活動も始まり、また、人間関係も広がることから、期待とともに不安を抱える子どもたちも多いと思います。こうしたことから、各小中学校では、子どもたちの進学の不安を和らげ、スムーズな中学校生活スタートできるよう、小中学校間の連携を図っています。

全ての中学校では、入学前の児童・保護者を対象とし、中学校での生活や教育活動などについて説明する新入生説明会を開催しております。その中では、生徒会が中心となり、学校行事や部活動の紹介を行うなど、中学校に対する期待が高まる工夫を凝らしています。

また、中学校教員が小学校で出前講座を行うなど、小学生の段階で中学校の学習の楽しさに触れる機会を設けています。

また、中学校入学後も、小中学校の教員間で新入生に関する情報交換会等を行い、生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応ができるように努めているところです。

## 2回目

- 【質問要旨】 2 小・中学校の連携について
- 【質問趣旨】 小中一貫校や義務教育学校のメリットと課題について問う。
- 【回答要旨】
- 1 小中一貫校と義務教育学校の概要  
小中一貫校と義務教育学校は、義務教育の9年間において、一貫した教育方針のもと、計画的・継続的な教育活動が行われます。
  - 2 メリットと課題  
そのメリットについては、第一に、小学校から中学校への円滑な接続により、進学の際の新しい環境や人間関係の構築等に対する不安やストレスが軽減されることとございます。  
第二に、小学校5・6年時から教科担任制を導入したり、学年編制を「6・3」制から「4・3・2」制にするなど、学習指導や教育課程の編成における創意工夫が可能であり、学校の特色をより生かした教育活動を実践できることとございます。  
課題としては、9年間同じ児童生徒と過ごすことになるので、人間関係の変化が少なくなります。また、メリットを最大限生かすためには、小学校と中学校の教員免許を両方取得している教員の確保が必要となります。

## 3回目

- 【質問要旨】 2 小・中学校の連携について
- 【質問趣旨】 小学校統合の際に、小中一貫校や義務教育学校を検討することで、保護者や地域の理解も進むと考えるが、教育委員会の見解を問う。
- 【回答要旨】
- 1 小学校統合と小中一貫校や義務教育学校の導入  
小中一貫校や義務教育学校を統合後の学校として設置する事例は、全国や県内において、多く見られます。その理由としましては、「小学校の統合による学校規模の適正化とともに、魅力ある教育環境や教育内容等の提案も行うことができ、保護者や地域の理解がより進み易くなる」という事が考えられます。
  - 2 今後について  
市教育委員会としましては、こうした点も踏まえながら、小学校統合の取組と合わせて、小中一貫校や義務教育学校についても、しっかりと研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

## 一問一答方式

- 【質問議員】 金子 むつみ 議員
- 【質問要旨】 3 校則の見直しについて  
(1) 進捗状況について
- 【質問 1】 各学校の校則の見直しの状況をお尋ねする。

- 【回答 1】 1 現在の取組状況について  
本年 11 月末時点では、見直しを行った学校が 14 校、見直し中の学校が 3 校と各中学校で校則の見直しが行われているところです。  
また、すでに見直しを行った 14 校のうち、11 校は更に改正を行う予定としております。
- 2 見直し例について  
具体的な見直し例として、頭髮に関して、男女の区別をなくしたり、靴や靴下を複数の色から選択できるようにしたり、また、気候や体調に合わせて衣替えや防寒着の着用ができるようにするなど、各学校の状況に応じた見直しが行われています。
- 【質問 2】 校則の見直しについて、各学校の校長先生と話をしたという理解でよいか。
- 【回答 2】 今回の校則の見直しについては、趣旨も含め、校長会を通じて、各校長へ説明をしています。
- 【質問 3】 前髪が眉にかかることで卒業式に参加できなかった生徒がいたことについて、教育委員会は把握していたか尋ねする。
- 【回答 3】 ご質問の事案につきましては、教育委員会として事実を把握しておりませんが、卒業式は学校生活の集大成として特別な意味を持つ大切な儀式でございますので、学校においては、事前に、保護者の理解や協力を得ながら、丁寧に指導していると聞いております。この事案については、詳細を確認させていただければと思います。
- 【質問 4】 校則を破ったからペナルティを科するというのは教育ではないと考える。先生も生徒もそのような矛盾から解放してほしい。教育委員会の見解を再度伺いたい。
- 【回答 4】 卒業式は人生の節目となる大切な儀式ですので、校則違反があった場合でも、生徒全員が参加できるように事前に指導を重ねていると聞いております。  
つきましては、ご質問の前髪の長さだけで保護者と十分な協議もせずに卒業式に参加させないということは、大変考えにくいと思いますが、もし、そのような事があったのであれば、問題であると考えます。  
だからこそ、本人と保護者の方のご了解をいただいたうえで、今回の案件については、確認させていただきたいと思っております。いずれにしましても、校則は、社会環境の変化等を踏まえ、教育目標に照らし合わせて適切かどうか絶えず見直しを行う必要があると認識しておりますので、今後も学校と見直しを進めてまいりたいと考えております。
- 【質問 5】 校則の見直しに向けて教育委員会の決意をお尋ねする。
- 【回答 5】 児童の権利に関する条約の趣旨を考慮した「子ども基本法」が令和 5 年 4 月に施行されます。また、文科省が改定を進めている「生徒指導提要」の案の中でも、校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画するよう明示されています。  
市教育委員会としましては、このような状況に鑑み、子どもの権利を尊重した校則の見直しの意識を、さらに高める必要があると考えており、全校長を対

象に、子どもの権利に関して造詣が深い、日本大学の末富教授をお招きして「子どもの権利と校則見直し」という主題で、研修を行ったところです。

今後も引き続き、子どもを真ん中に据えた校則の見直しとなるよう、校長会と連携して、取組を進めてまいりたいと考えております。

#### 一問一答方式

【質問議員】 小林 ときこ 議員

【質問要旨】 3 市立小学校の小規模化について  
(1) 市の対応方針について

【質問 1】 市教育委員会は、小学校の学校規模について、どのように考えているのか。対応方針に基づき、その考え方と理由を示していただきたい。

【回答 1】 1 対応方針の考え方  
市教育委員会では、平成30年10月に、久留米市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性を定めた「久留米市立小学校小規模化対応方針」を策定しました。  
この対応方針では、1学年が複数の学級で構成され、クラス替えができる規模を「望ましい学校規模」としています。

#### 2 その理由

同学年の児童数が増えることで、子ども達は多様な意見にふれ、学びを深めることができるようになります。また、同じ学年に複数のクラスがあることで、集団での教育活動の幅が広がるほか、クラス替えによって、新たな人間関係の中で学ぶこともできます。

さらに、学校運営面では、同学年に複数の教員が配置されるため、教員同士が相談して授業をすすめることができるようになります。

このように、子どもたちの教育を充実する観点から、対応方針では1学年が複数の学級で構成される規模を「望ましい学校規模」と定めたところです。

【質問 2】 小学校小規模化対応方針では、小規模校の長所と課題が記載されているが、何を根拠としているのか。聞き取りなどを行ったのか。

【回答 2】 小規模化対応方針の策定にあたっては、平成24年に実施した小規模校の保護者へのアンケート調査結果や、市教育委員会の附属機関である「久留米市立小中学校通学区審議会」からの答申を踏まえております。

また、平成27年に国が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を参考にするとともに、対応方針(案)のパブリックコメントを実施した上で、策定したものです。

【質問 3】 青峰小学校での説明会においては、市教委から一方的な説明で終わらせず、意見交換の時間を十分にとるべきだが、市の考えをうかがいたい。また、当事者である子ども達の意見をどのように反映させるのかお尋ねする。

【回答 3】 市教育委員会では、青峰小学校の保護者の皆様や青峰校区にお住いの皆様を対象として、12月7日(水)から計3回、「青峰小学校の今後のあり方」につ

いて説明会を開催いたしております。説明会では、丁寧な説明を行うとともに、保護者の皆様や地域の皆様の率直なご意見ご質問をしっかりとお聞きするなど、十分な意見交換の時間をとっていきたいと考えています。

また、当事者である子どもの意見を聞くことも必要であると考えておりますが、そのタイミングやどのような方法で聞くのかについては、学校や保護者と協議しながら対応していきたいと考えています。

【質問 4】 子どもの数が減っても学校のクラス規模は小さくしない方針と、誰一人取り残さない学びの実現や一人ひとりに目が行き届く学校とは矛盾が生じるのではないか。この点について、見解を伺いたい。

【回答 4】 1クラスあたりの児童数は、義務教育定数法で定められているものであり、その教育条件の中で、子ども達に、これからの予測困難な時代を生き抜くための力を育まなければならないと考えています。小規模校では教職員の目が行き届きやすいという良さがありますが、これからの学校教育では、多様な価値観や考え方をを持った子ども達同士が、意見を出し合い、折り合いをつけながら、解決策を見出していくといった「協働的な学び」の充実が求められています。このようなことから、一定の児童数が確保された教育環境が必要であると考えています。

【質問 5】 青峰は、市が計画的に作ってきたまちであり、小学校は地域のまちづくりと密接に関わっている。まちづくりとの関係を抜きにして進めるべきではないと考えるが、市の見解は。また、教育委員会と市長部局との連携はどのように図っているのか。

【回答 5】 市教育委員会としましては、少子化が進む中で、より良い教育環境を整備するために、小学校統合の取組は進めて行かなければならないと考えています。一方で、小学校は、子どもたちの学びの場だけではなく、地域のシンボルとしての性格を有するとともに、防災や地域の交流の場でもあることから、小学校統合は、地域のまちづくりにも影響があると認識しております。そのため、庁内の部長級で構成する小学校統合調整会議を設置し、適時、情報共有や対応についての協議を行ってきたところです。今後もこの組織を活用し、関係部局と連携しながら小学校統合の取組を進めていきたいと考えております。

## 個人

### 一括質問

【質問議員】 吉富 巧 議員

【質問要旨】 2 ジュニアアスリート支援について  
(1) 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として始めた支援について

【質問趣旨】 ジュニアアスリートへの支援状況と新たな支援内容について教えて欲しい。

【回答要旨】 1 久留米市の支援状況  
ジュニアアスリートの活躍は、競技スポーツを活性化させるとともに、スポーツへの関心を高め、本市のスポーツ推進に繋がる有意義なものであり、ジュニアアスリートへの支援は非常に重要で、進めていきたいと考えています。  
久留米市では平成29年度より、中学2年生から19歳を対象としてトップアスリート支援事業を始めております。令和4年度までに13競技、延べ67名をトップアスリート強化認定選手として認定し、その活動に対し50万円を上限に補助金を交付し支援しております。

また、トップアスリート強化認定選手を中心としたジュニアアスリートの競技力向上を図るため、一流のアスリート等による教室を開催しております。

#### 2 新たな支援内容

本年度から新たに小学5年生から中学1年生を支援対象に加え、2名をトップアスリート育成認定選手として認定し、5万円の支援を行っております。更に、九州規模以上の大会で3位以内に入賞したジュニアアスリートに対し、競技を続けるモチベーションの向上を図るために新たに褒賞金の交付をはじめたところでございます。

### 2回目

【質問要旨】 2 ジュニアアスリート支援について  
(1) 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として始めた支援について

【質問趣旨】 ジュニアアスリートの将来を見据えた健全な体の成長を意識した支援と今後の取組について教えて欲しい。

【回答要旨】 ジュニアアスリートへの支援については、各競技に共通の支援として、久留米大学等色々な機関と連携した取り組みを行っています。

また、服部知事や県議会に対しても、久留米市としても議会と手を組んでしっかりとアスリート支援を進めていきたいとお伝えしています。

### 一問一答方式

【質問議員】 大熊 博文 議員

【質問要旨】 4 プロスポーツチーム誕生について

【質問 1】 福岡県内、及び近隣市町村を拠点として活動しているプロスポーツチームの状況はどうなっているのか。

【回答 1】 福岡県内または久留米市近隣の市町村を拠点として活動するプロスポーツチームの状況につきましては、福岡市を拠点とする野球の「福岡ソフトバンクホークス」、サッカーの「アビスパ福岡」、バスケットボールの「ライジングゼファー福岡」、卓球の「九州アスティーダ」、北九州市を拠点とするサッカーの「ギラヴァンツ北九州」、うきは市を拠点とするラグビーの「ルリーロ福岡」、鳥栖市を拠点とするサッカーの「サガン鳥栖」、バレーボールの「久光スプリングス」、久留米市を拠点とする7人制ラグビーの「ナナイロプリズム福岡」があると把握しております。

【質問 2】 久留米市を拠点としたプロスポーツチームが誕生した時のスポーツの推進にもたらす効果をどう考えているのか。

【回答 2】 プロスポーツは、「みる」スポーツとして幅広い年齢層に親しまれ、そのプレーから伝わる技術や迫力を通して、多くの人々に夢や感動を与えてくれるものと考えられます。

久留米市にプロスポーツチームの拠点があることで、トップレベルのプレーに触れる機会が増えるとともに、スポーツイベント等を通して選手との交流が図られ、スポーツファンの増加やスポーツ人口の裾野拡大、競技力向上などスポーツの推進に大きな効果があると考えております。

## 2回目以降：一問一答方式

【質問議員】 塚 太一郎 議員

【質問要旨】 1 久留米市文化財保存活用地域計画について

【質問趣旨】 久留米市文化財保存活用地域計画の概要と、「筑後川遺産」登録制度について、市民に分かりやすいようご答弁頂きたい。

【回答要旨】 1. 計画策定の経緯

時代の流れとともに失われていく歴史遺産を保存活用するため、平成30年6月に文化財保護法が一部改正され、文化財保存活用地域計画の作成が制度化されました。久留米市ではこれを受けて令和2年度に文化財保存活用地域計画を策定し、令和3年7月に国による認定を受けました。

本計画は、文化財や歴史遺産の保存と活用を図る基本計画と、具体的な行動計画を兼ねたものです。

2. 計画の概要と「筑後川遺産」登録制度

この計画では、市内各地域にごぞいます歴史遺産を、地域と市が協力して、「見つけ」「守り」、地域にとって大切な資源として「活かす」ことによって、歴史遺産を次世代へつないでいくことを目的としています。

その具体的な取組みの一つとして、地域に残る遺跡や伝統行事などの歴史遺産を、共通する歴史的背景で関連付け、「筑後川遺産」として登録することによって、保存と活用を図るといふ本市独自の制度を創設し、今年度より運用をスタートしたところをごぞいます。

## 2回目

【質問 2】 現在の「筑後川遺産」登録への取組み状況はどうなっているのか。

- 【回答 2】 現在、市内の複数の団体が筑後川遺産の登録の申請に向けた検討を行っています。久留米市は、登録に必要な歴史的背景の調査の手法など、専門的な部分について助言するなどの支援を行い、団体と連携しながら取り組んでおります。  
筑後川遺産の登録については、久留米市文化財保存活用地域計画協議会に諮った上で久留米市として行います。
- 【質問 3】 登録後は、団体に対する伴走型の継続的な市の支援が必要と考えるが、現在想定している支援や、筑後川遺産の活用について聞かせて欲しい。
- 【回答 3】 登録後は、まず周知のための印刷物として「歴史のまちストーリーシート」の作成や、市のホームページ等を活用した情報発信を行います。また、登録された筑後川遺産を保存・活用するための地域で行われる事業の計画づくりを支援します。  
その後についても、地域と一緒に歴史遺産を次世代へ継承する取組みを進めてまいりたいと考えております。

## 久留米商業高校における二学期制の導入について

### 1 概要

令和4年度から高等学校においても新学習指導要領が実施され、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業が求められています。

このような中、久留米商業高校では、学習の課程を通して生徒が試行錯誤しながら身に付けた知識・技能を活用し、課題を解決する力を高める「プロジェクト型学習」を導入しており、この新しい授業形態を効果的に実施するため、今年度「二学期制」を試行しております。

	三学期制	二学期制
授業時間	50分授業（1日6時限）	65分授業（1日5時限）
定期考査	3回（6月・12月・2月）実施	4回（6月・9月・12月・2月）実施
学期の期間	（一学期）4月～8月 （二学期）9月～12月 （三学期）1月～3月	（前期）4月～9月 （後期）10月～3月
長期休業	（夏季）7月21日～8月31日 （冬季）12月25日～1月7日 （学年末）3月21日～3月31日 （学年始）4月1日～4月5日	（夏季）7月21日～8月31日 （冬季）12月25日～1月7日 （学年末）3月21日～3月31日 （学年始）4月1日～4月5日

※ 当該日が週休日等に該当しない場合に限る。

### 2 二学期制の試行の成果

- ① 前期・後期それぞれの期間内に長期休業が含まれたことで、生徒が課題解決に取り組む時間をより確保することができた。
- ② プロジェクト型学習に取り組むことで、教員による授業改善の意識（生徒の思考力・判断力・表現力の育成やChromebookの積極的な活用など）が向上した。
- ③ 前期・後期それぞれの期間が均等になったことで、各期の中間期に評価を行うことができ、生徒の振り返りとそれに応じた指導を効果的に行うことができた。

#### プロジェクト型学習の例

テーマ 地球環境をめぐる問題についての分析

実施生徒 1年生の全学級 240人

内容 地球環境をめぐる様々な問題から課題を選定し、「課題選定理由」「原因・影響分析」「解決方法・対策」を8人程度の班単位で協議し、その協議結果として「自分たちにできる取組み」等をまとめる。

### 3 実施日

令和5年度から実施

## 久留米市立中学校校則の在り方について

### 1 校則を検討する目的

- 各学校の校則が、基本的人権及び子どもの権利を尊重し、教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内のものであるかを議論できるようにする。
- 生徒が校則の在り方について議論することで、自ら考え、主体的に行動することができるようにする。

### 2 基本的な方向性

久留米市が設置した「校則の在り方検討協議会（以下協議会）」による「校則の在り方に関する考え方（案）」を基に、その内容及び校則の在り方についての学習会「校則の在り方に関する学習会（仮称）」を実施して、生徒の主体的な議論の場を設定する。

#### ※「校則の定義」

学校の教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定めるものとする。（例「〇〇学校のきまり」「校則」「生徒心得」等）

#### 【校則の在り方に関する考え方（案）】（以下「校則の考え方（案）」）

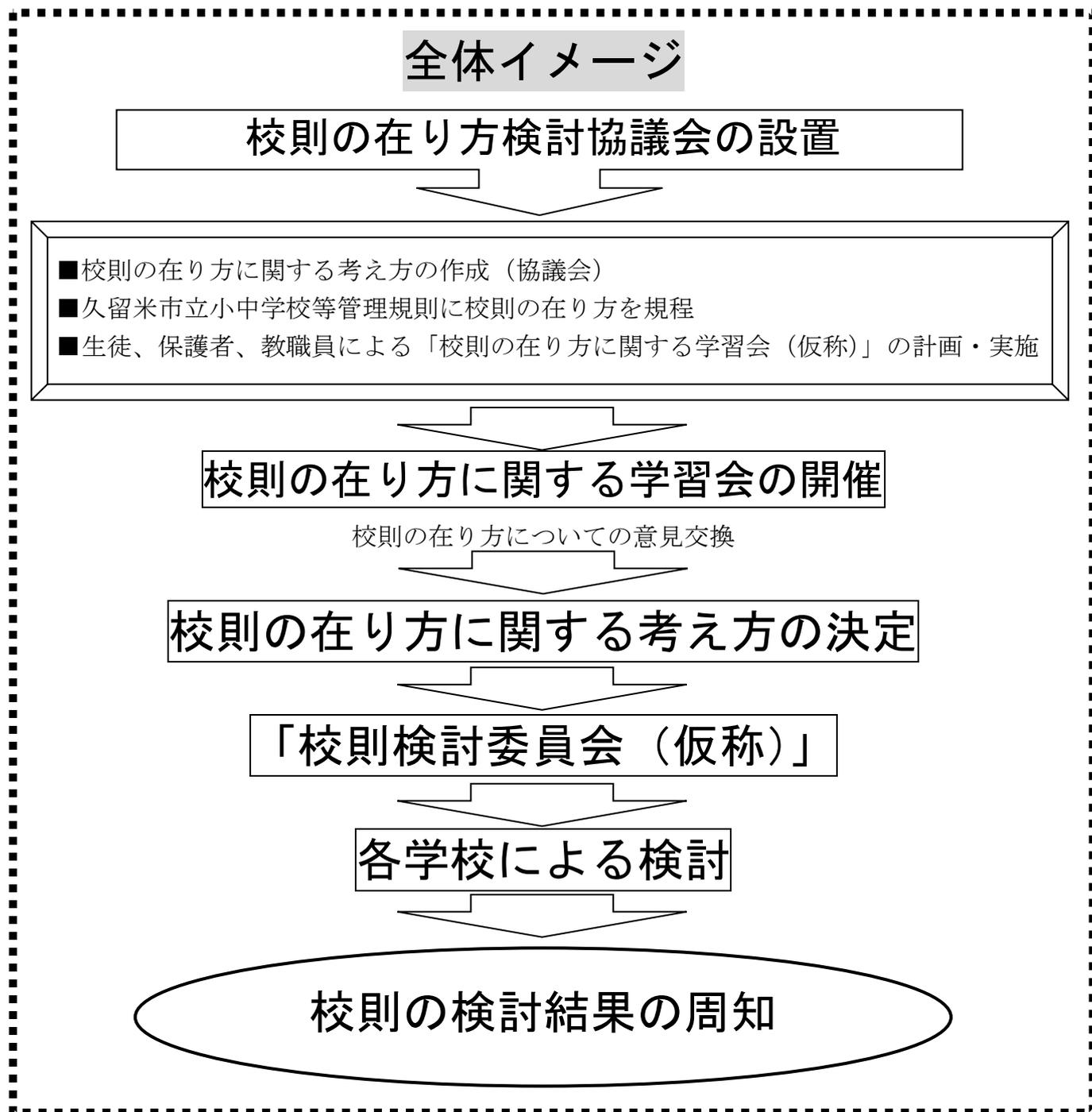
久留米市は、子どもの権利条約およびこども基本法の下、生徒が、自ら考え、自ら決め、自ら大切にするような仕組みを構築する観点に立ち、以下の点を重視して、中学校の校則が必要かつ合理的な範囲内で制定されることを目指す。

- ・教育基本法の第一章、第一条、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」を目指して行われるようにすること。
- ・生徒指導提要进行を基に行われるようにすること。
- ・教職員の共通理解の下、学校全体として校則の在り方について協議すること。
- ・生徒の主体的な参加により行われ、教育課程との関連を図り、合理的な範囲内で制定されるように取り組むこと。
- ・各学校の校則については絶えず見直しを行い、HP等により公表するなどして、地域との共通理解を図ること。

### 3 具体的な進め方

- (1) 久留米市は、協議会（校長の代表と市教委事務局）を設置して、「校則の考え方（案）」を策定する。
- (2) 協議会は、「校則の考え方（案）」の内容等を生徒や保護者が学習する機会「校則の在り方に関する学習会（仮称）」を実施する。参加者は、各学校から生徒2名、校長（教職員）、保護者各1名とし、こどもの権利条約やこども基本法等について学習する。

- (3) 協議会は、学習会で出された意見を基に、「校則の考え方」を決定する。
- (4) 各学校は、「校則の考え方」をもとに生徒、教職員、保護者からなる「校則検討委員会（仮称）」（例：各学年生徒2名（計6名）、保護者3名、教職員3名）を立ち上げ校則について確認と見直しを行う。
- (5) 各学校は、校則について見直しを行う。見直しを行った校則については、教職員全体で確認した上で、校長が教職員及び保護者等にHP等で公表するなどして、その周知を図る。



## 校則の在り方に関する学習会（仮称）について

### 1 目的

- (1) 協議会による校則の在り方に関する考え方について意見交換を行うことで、生徒、保護者、教職員でその意義を共有する。
- (2) 「校則の考え方」に沿って、既存の校則についての意見交換をすることで、民主的な社会の形成者としての主体的な態度を育成する。

### 2 日時

令和5年3月27日（月） 14:00～16:40

### 3 会場

宮ノ陣クリーンセンター 2F 大会議室  
または 久留米市教育センター 大・中研修室

### 4 参加者

各学校から生徒2名（計34名）、校長（教職員）、保護者各1名 合計68名

### 5 内容

- (1) 「校則の考え方（案）」についての意見交換
- (2) 各学校の校則についての意見交換（頭髪 眉）
- (3) 校則改定の体験

### 6 時程及び内容

13:30	受付
14:00	開会行事 久留米市教育委員会挨拶 協議会代表校長挨拶
14:10	説明 ・子どもの権利条約と子ども基本法を基にした校則見直しの方向性（案）について 学校教育課
14:20	協議 ・校則に関する考え方（案）について ・各グループによる意見表明
15:00	休憩
15:10	演習 ・校則（頭髪、眉）についての意見交換 ・校則改定の体験
16:20	閉会行事 生徒代表感想発表（2名）
16:40	久留米市教育委員会挨拶

令和4年12月定例校長会で実施した研修について、資料は別添のとおりです。

研 修

「こども基本法・教育基本法体制での学校マネジメント  
— 子どもの権利と校則見直し、児童生徒の学校運営参画 —」

講 師 : 日本大学文理学部教授 すえとみ かおり  
末富 芳 氏

日 時 : 令和4年12月8日(木) 10:00

場 所 : 久留米商業高等学校 メディアセンター  
3階 レクチャーホール

## 中学校英語スピーチコンテスト実施報告

### 1 スピーチコンテスト実施（暗唱大会から変更）の趣旨

- ・自分自身に関する内容を英語で表現する力を養う。

### 2 変更の内容（コンテストの概要）

- ・課題の部（暗唱）と自由の部（スピーチ）の2部門とする。
- ・自由の部においては、スライドの使用も可とする。
- ・北筑後大会への出場は、それぞれの部門の最優秀賞受賞者とする。
- ・各学校からいずれかの部に代表1名が出場する。
- ・大会の回数はこれまでの暗唱大会の伝統を引き継ぎ、「第30回」とする。

### 3 変更の手順

- ・北筑後や福岡県のスピーチコンテスト実施要項や審査基準について調査
- ・北筑後のコンテストを視察
- ・従前の暗唱大会の主催者（中学校文化部連合会；中文連）との協議を実施
- ・中文連との協議により、今年度のスピーチコンテストの実施要項（別紙参照）を作成

### 4 コンテストの実際

- ・新たに設定した自由の部には、4校出場した。【課題の部15名、自由の部4名】
- ・市内の英語科の先生方の反応もよく、次年度以降、自由の部への出場が増えることも期待できる。

### 5 次年度以降の意向（市教委としての意向）

- ・スピーチコンテストを継続する。
- ・課題の部と自由の部の2部門を継続する。
- ・自由の部（スピーチ）に向けた取組（授業での実践、代表者に対する指導法など）について、市内中学校教員の研修の場において啓発する。



## 第30回久留米市中学校英語スピーチコンテスト実施要項

### 1 目的

久留米市内の中学生を対象として、日頃の学習で身に付けたコミュニケーション能力を発揮する場を設定し、英文の内容を理解し感情を込めて表現したり、自分の考えを英語で発表したりすることで、グローバル社会で活躍する人材の育成に資する。

2 主催 久留米市中学校文化連盟英語部会

共催 久留米市教育委員会

3 日時 令和4年10月5日(水) 受付13:00  
開会13:30  
閉会16:00(16:30終了)

### 4 会場

え〜るピア久留米 生涯学習センター 視聴覚ホール  
福岡県久留米市諏訪野町 1830-6 TEL:0942-30-7900

### 5 実施内容

#### (1) 出場資格

久留米市中学校文化連盟所属の学校に在籍する生徒

#### (2) 出場者数

久留米市内の各中学校から代表1名(課題の部、自由の部のいずれか)

#### (3) 参加者

各校の引率職員(20名程度)、役員(4名)、審査員(3名)、  
出場生徒の保護者、オブザーバー生徒(各校数名)

#### (4) 内容

①課題の部 \*スピーチ課題は主催者が指定したものとする。

- ・ I Have a Dream
- ・ Helen Keller
- ・ I Am Here to Speak
- ・ A Christmas Present
- ・ A Special Word 'Sumimasen'
- ・ Malala Yousafzai's Speech

②自由の部

- ・ スピーチ課題は自由とする。
- ・ 3分以内のスピーチとする。
- ・ プロジェクターを使ったプレゼンテーションも可とする(スライド3枚程度)

(5) 日程

時 間	内 容	
13:00	受付	
13:30	開会行事	
	高校生によるモデルスピーチ（5分程度）	
13:40	課題の部	*出場者を前後半で分けて途中休憩を挟む
	自由の部	
	ALTによるアクティビティタイム (同時進行で別室にて審査)	
	結果発表及び講評	
15:30	閉会行事 *記念写真撮影	
16:30	片付け終了	

(6) 評価の観点

①MEMORIZATION 暗記

②PRONUNCIATION 発音

Segmental Sounds

Suprasegmentals (Intonation, Stress, Pitch)

Fluency & Rhythm

Phrasing

③GENERAL EFFECT 表現

Voice Quality, Gestures, Eye Contact

④Contents 内容

Interpretation / Opinion, Structure, Grammar

(7) 審査員 3名

- ・福岡県立久留米高等学校 JTE
- ・久留米市立久留米商業高等学校 ALT
- ・久留米市立南筑高等学校 ALT

(8) 表彰

①課題の部 優勝、準優勝

②自由の部 優勝、準優勝

参加者全員に優秀賞を授与する。

(9) その他

各部の最優秀賞受賞生徒を「北筑後中学生英語スピーチコンテスト」に推薦する。  
ただし、各部門の出場数に偏りがある場合（1名）でも、各部門から1名推薦する。

発表順	TITLE (演題)	学校名	学年
課題の部			
1	Helen Keller	高牟礼	3
2	I Have a Dream	三 瀨	3
3	I Have a Dream	田主丸	3
4	I Have a Dream	荒 木	3
5	I Have a Drem	明 星	3
6	Helen Keller	櫛 原	2
7	Helen Keller	江 南	3
8	I Have a Dream	城 島	3
BREAK (ten minutes)			
9	I Am Here to Speak	北 野	3
10	I Have a Dream	城 南	3
11	Helen Keller	信愛学院	3
12	Malala Yousafzai' s Speech	屏 水	3
13	I Am Here to Speak	牟田山	3
14	I Am Here to Speak	諏 訪	3
15	Helen Keller	附属久留米	2
BREAK (ten minutes)			
自由の部			
1	Kendo ~ Japanese pride ~	青 陵	3
2	Treat others how you want to be treated	宮ノ陣	3
3	Open the new door for peace	良 山	3
4	Small Actions Make a Big Difference	筑邦西	3

## 保護者向け「事例で学ぶ Net モラル動画」について(学校への依頼事項)

現在、文部科学省では、GIGA スクール構想に基づき、児童生徒の1人1台端末を持ち帰っての学習を推奨しています。

久留米市でも、「くるめGIGAスクール推進構想」のもと、学校と家庭をつなぎ、児童生徒の学習の質を上げていくために、ICT端末を持ち帰り家庭学習で活用することを推進しています。

子どもたちの安全かつ適切な端末活用を進めるために必要なことを、保護者の方にご理解いただけるよう、児童生徒が家庭でICT 端末を活用する際に留意する点等をまとめた保護者向けの「情報モラル動画」を作成致しました。

については、下記の通り、保護者に周知をしていただけますよう、ご協力お願いいたします。

### 記

- 1 目的 情報モラルに関する内容を保護者の方にもご理解いただき、児童生徒が家庭でICT端末を安全かつ適切に活用することができるようにする。
- 2 対象 全家庭に「事例で学ぶ Net モラル 情報モラル動画」のチラシを配布
- 3 配布期間 令和4年12月23日(金)まで
- 4 視聴期間 令和5年1月9日(月)まで  
(youtubeによる久留米市の限定公開動画)  
※動画視聴後の保護者アンケートを集約するために期日を設けているが、  
動画視聴は、引き続きできるようにしている。
- 5 視聴方法 保護者の携帯電話や家庭のパソコン端末等で、チラシのQRコードを読み取って  
視聴する。  
(児童生徒のChromebook 端末等は、現在、youtube を制限しているため、  
動画を視聴できない。)



# 事例で学ぶ Netモラル



## 久留米市立学校の保護者の皆さま オンデマンド動画のご案内

こちらからご視聴いただけます

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLfuV98xN9sUbN1Q4GEWL8vCFsZ53Q84sC>



### 学習用端末の利用

Chromebook,iPadの正しい使い方



### 持ち帰り学習

Chromebook,iPadを家に持って帰ったら



### 肖像権

勝手にアップしないで



### 久留米市GIGAスクールサイトのご紹介

久留米市における教育ICT推進に関する取り組みをご紹介します

久留米 GIGAスクール 検索

ご視聴後のアンケートにご協力をお願いいたします

<https://forms.gle/DFK2kuHPzgCo7fA67>



## 保護者向け「事例で学ぶ Net モラル動画」について

### (1) 学習用端末の利用 ～健康面に配慮した Chromebook・iPad の使い方～

家庭等で、学習用端末を使用する際に留意すべき点について、健康面を中心に説明している動画である。

久留米市のパソコンの安全な使い方（家庭版）や文部科学省の啓発リーフレットから、端末の使用時間を家庭で決めていただくことや目を画面から30cm以上離して使うこと等について、保護者と共通理解を図ることができる。



### (2) 持ち帰り学習 ～Chromebook・iPad を家に持って帰ったら～

学習用端末の持ち帰りに対する保護者の不安を解消するために、久留米市が実施している内容を中心に説明している動画である。

市全体でアプリの使用制限や夜間制限をしていることや、家庭で子どもと使用ルールを決めていただきたい観点（情報モラル等）を周知することができる。



### (3) 肖像権 ～勝手にアップしないで～

学習用端末だけでなく、様々な ICT 端末（携帯電話やタブレット端末等）を児童生徒が使用する場面が増えて、SNSに写真を投稿し、トラブルになるケースについて説明している動画である。

児童生徒だけでなく、保護者にとっても肖像権について理解を深めることで、学校行事等で撮影した写真や動画の取り扱い方を周知することができる。



## 南筑高等学校 PTA のキャリア教育優良 PTA 団体文部科学大臣表彰決定について

### 1 表彰に至る経緯

学校、家庭、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的とする「令和4年度キャリア教育推進連携シンポジウム」において、久留米市立南筑高等学校 PTA が文部科学大臣表彰を受けることが決定した。（上記シンポジウムは、令和5年1月19日、東京都にて開催）

### 2 南筑高校 PTA の取組「保護者のための進路ガイダンス」

#### (1) 実施に至る経緯

南筑高校では、視察研修や人権講座への参加、学食試食会や正門への門松設置等これまで多くの活動が行われてきたところであるが、PTA と学校が連携するキャリア教育の一貫として、PTA 主催による大学訪問を実施してきた。しかし、令和2、3年度はコロナ禍により実施不可能となった。そこで、PTA 学年委員と進路指導部が何度も協議を行い、単なる中止ではなく行事内容そのものを見直し、「何がキャリア教育となり、生徒の役に立つのか」を模索し続けた。その結果、「生徒向けに行っている進路ガイダンスを保護者に対して行うことで家庭内の進路意識と知識を近づけることができるのではないか」という結論に至り、PTA 主催の校内進路ガイダンスを企画立案した。

#### (2) 実施方法

外部業者の協力を得ながら、大学・短期大学・専門学校及び警察や自衛隊といった進路先に協力を依頼する形で実施した。保護者等の聴講希望は進路指導部と学年会がとりまとめた。当日の司会や受付などの運営は PTA 役員を中心に行った。また、感染症対策として、全体会は各教室を結びリモート形式で行うことにした。

#### (3) 実施状況

令和3年8月に初めて計画したところ、全学年で140名の参加希望があったが、福岡コロナ特別警報とそれに続く緊急事態措置の実施により中止となってしまう。しかし、同年11月に3年生の保護者を対象として再度企画したところ、84名の参加を得て実施することができた。コロナ禍で保護者が来校する機会がなくなっていたこともあり、参加者からは好評を得た。また、令和4年3月には1、2年生を対象に2回目を実施した。63名の参加があった。

大学等からの説明を直接聞くことができるということで、保護者からの要望も大きくなり、令和4年度は7月に全学年を対象として実施した。

これまでの大学訪問は毎年一つの大学と一つの専門学校の訪問で、必ずしも保護者のニーズに応えるものとはなっていなかった。コロナ禍で変更せざるを得なかった企画であるが、結果的には多くの保護者のニーズに応えるものとなり、今後新たな活動として定着しつつある。また、この活動を機に PTA 活動が再び活発になりつつあり、就職希望者への PTA 面接指導や学校祭での PTA バザーの実施など新たな取組で学校の活性化に寄与している。